

経営安定化資金（長期運転資金）

資金使途	<p>病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要な次の長期運転資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正及び金融環境の変化に伴う経営悪化等への対応のために必要な資金(肩代わり資金を含む。) 2. 診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性的な経営悪化状態又は一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び経営改善のために必要な資金(肩代わり資金を含む。) ・ 「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく、医療施設近代化施設整備事業による増改築を行う診療所の資金繰りのために必要な資金(診療収入の減少補てん資金、看護職員等の人件費、各所修繕費、その他経費) 3. 介護老人保健施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性的な経営悪化状態又は一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金及び経営改善のために必要な資金(肩代わり資金を含む。)
償還期間 据置期間	5年以内、特に必要と認められる場合は7年以内(うち据置期間 1年以内)
融資限度額	病院・介護老人保健施設……1億円、診療所……4,000万円
経営診断	原則として機構の経営診断・指導を受けていただきます。
担保	<p>原則として提供していただきます。</p> <p>なお、融資の対象となる施設の建物・敷地に加えて、診療報酬債権等を担保(診療報酬月額等の2倍以内)としていただくことが可能です。</p>
連帯保証人	病院・介護老人保健施設・診療所の連帯保証人と同じです。(5頁参照)

出典：



独立行政法人福祉医療機構

平成20年度



融資のごあんない



ハローワークを通じた求職者対策を糸口として、受講斡旋に基づく職業訓練、都道府県労働局支給の雇入れ助成等関係の政策資源を総動員し、他産業からの離職者ができるだけスムーズに人材不足の介護業界（施設等）で活躍できる道を開く。

